

遺族年金における子ども

—札幌地裁判決（令和2年12月9日）を中心に—

河 谷 は る み

Child in the System of Survivor's Pension :

On the Judgement of Sapporo District Court of 9 December 2020

Harumi Kawatani

I. はじめに

遺族年金についてはこれまで、婚姻障害（重婚的内縁関係、近親婚的内縁関係）をめぐる判例や議論は多かったが、「子」について論じられることは少なかった。実際、遺族年金受給者の続柄を確認してみると夫1.9%、妻96.7%、子0.5%、その他0.9%であり、遺族年金受給者数全体533.4万人のうち、子は2.4万人に過ぎない。そして子（2.4万人）の制度別内訳は、遺族基礎年金のみ0.4万人、遺族厚生年金のみ1.7万人、遺族基礎年金と遺族厚生年金の両方0.3万人である⁽¹⁾。

社会保障審議会年金部会（2022年10月25日）は、「年金制度の意義・役割とこれまでの経緯等について」のなかで、「令和2年改正法検討時の年金部会開催状況」を整理しているが、遺族年金が制度改正関係の議題としてあがったのは、第8回のみである（部会開催は全15回）⁽²⁾。

これまで第27回社会保障審議会年金部会（2014年11月4日）では、子に対する遺族基礎年金に関する議論が交わされているが、制度改正までには至っていない⁽³⁾。2020年改正では、遺族年金に直接関係する改革は行われなかったが、この制度を取り巻く環境は変化しており、その改革の必要性は高い。次回改正では、一定の見直しが行われることが予想される⁽⁴⁾。

本稿は、遺族年金制度（遺族基礎年金と遺族厚生年金）における「子」に焦点を当てる。この場合の「子」には、養子や胎児も含まれる。最近の遺族年金と「子」をめぐる判例には、養親子間の内縁関係や非嫡出子の死後認知など、これまでになかった注目すべき判例が現れている⁽⁵⁾。そこで、遺族年金における非嫡出子である胎児と生計同一要件をめぐる判例を取り上げ、その認定事実と評価を整理し、今後の課題をまとめていきたい。

Ⅱ. 遺族年金における「子」と死後認知

遺族基礎年金の支給対象者は、死亡した者に生計を維持されていた①子のある配偶者、②子である。この場合の配偶者は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者によって「生計を維持」し、かつ、「子」と生計を同じくすることが要件である。この「子」とは、18歳到達年度の末日までにある子、または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子である（国年法37条の2第1項）。配偶者と子は、遺族基礎年金の受給に関し同順位であるが、原則として配偶者に支給され、子の年金は支給停止される。ただし、配偶者に対する同年金が支給停止されている場合は、子に支給される（国年法41条2項）。

遺族基礎年金は、支給対象者を「子」のある配偶者としていることから「子」を重視した年金といえる。配偶者に、子と生計を同じくすることを要するのは、旧国民年金法（1959年）における遺族基礎年金が母子年金を引き継ぐことによる。そのため、子がない場合には遺族基礎年金の受給権は発生しないし、子が成長して18歳の年度末を過ぎたら受給権は消滅する（国年法40条2項、39条3項6号）⁽⁶⁾。

遺族厚生年金の支給対象者は、死亡した者に生計を維持されていた①子のある妻、または子（遺族基礎年金を受給できる遺族）、②子のない妻（夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は5年間の有期給付）、③孫、④死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母（支給開始は60歳から）で、遺族基礎年金より遺族の範囲は広い。なぜならば死亡した労働者は、生前厚生年金保険に加入しており（保険料を納付）、その目的は、この者によって生計を維持されていた遺族全体

の生活を保障するからである。ただし、遺族厚生年金における「子」の範囲は、遺族基礎年金と同じである（厚年法 59 条 1 項各号）。

被保険者等の死亡の当時「胎児」であった子が生まれたときには、生計維持（同一）要件のいわゆる「みなし規定」により、遺族給付の支給対象となる。このみなし規定とは、「被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かって、その子は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとみなし、配偶者は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす」ことである（国民年金法 37 条の 2 第 2 項、同旨厚生年金保険法 59 条 3 項）。

また死後認知は、民法 787 条に「子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができる。ただし、父又は母の死亡の日から 3 年を経過したときは、この限りではない。」と規定されている。

遺族給付を受ける子は、嫡出子か非嫡出子かを問わない。また認知は、子の出生の時に遡って効力を有するため（民法 784 条）、父が死亡した後の認知（死後認知）であっても、その子に遺族給付の受給権が生じる。ただし、父の死亡の当時胎児であった子について、死後認知された場合は、遺族給付は胎児が生まれたとき以後に支給される⁽⁷⁾。例えば、内縁配偶者関係で出生した「子」を父が認知しないで死亡した場合、死後認知により「子」として認知されれば、遺族基礎年金の支給対象になる。そこで次章では、遺族年金における非嫡出子の胎児と生計同一要件をめぐる最近の判例を取り上げることにしよう。

Ⅲ. 非嫡出子の胎児と遺族年金の受給権

【札幌地方裁判所（令和元年（行ウ）第 22 号）令和 2 年 12 月 9 日判決】

本件は、厚生労働大臣が厚生年金保険の被保険者であった夫の死後、遺族厚生年金を受給していた原告に対し、同夫の死亡の当時に胎児であった同夫の非嫡出子が出生し、その認知請求が認められたことから、厚生年金保険法（以下、「厚年法」という。）66 条 2 項に基づき、令和元年 6 月 6 日付けで、遺族厚生

年金の支給を停止する旨の処分（以下、「本件処分」という。）をしたことについて、原告が同非嫡出子は遺族基礎年金の受給権を有さず、又は、原告は遺族基礎年金の受給権を有するから、同項が定める場合に当たらないなどと主張して、本件処分の取消しを求めた事案である⁽⁸⁾。

争点は、本件処分の適法性、具体的には原告が、配偶者に対する遺族厚生年金の支給停止事由である「配偶者（本件では原告）が国民年金法（以下、「国年法」という。）による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であって、子が当該遺族基礎年金の受給権を有するとき（厚年法 66 条 2 項）」に当たるかである。

1. 事案の概要

原告は、厚生年金保険の被保険者であったA（以下、「亡A」という。）が死亡するまで亡Aの妻であった。亡Aの生前は亡Aと同居し、亡Aの収入によって生計を維持していた。原告と亡Aとの間に、子はない。亡Aが死亡（平成 27 年 11 月 28 日）した後、厚生労働大臣は、原告の裁定請求を受けて、平成 28 年 2 月 4 日、原告に対して、遺族厚生年金を支給する旨の裁定をした。

B（重婚ではない）は亡Aの死亡の当時、亡Aとの間の子を懐胎しており、平成 28 年 4 月 16 日、亡Aの子であるC（以下、「C」という。）を出産した。なお亡Aの生前、Bが亡Aにより生計を維持されたことはなかった。Cは出生後、認知の訴えを提起し、平成 30 年 11 月 17 日、Cを亡Aの子として認知する裁判が確定した。

C（2 歳 9 ヶ月）は平成 31 年 1 月 7 日、厚生労働大臣に対して、遺族厚生年金及び遺族基礎年金の裁定請求をした。厚生労働大臣は令和元年 5 月 9 日、Cに対して、遺族厚生年金及び遺族基礎年金を支給する旨の裁定を行った。また厚生労働大臣は、令和元年 6 月 6 日、厚年法 66 条 2 項に基づいて、Cが認知（平成 30 年 11 月 17 日）された翌月である平成 30 年 12 月分以降の原告に対する遺族厚生年金の支給を停止する旨の処分（本件処分）をした。

原告は令和元年 6 月 10 日頃、本件処分の通知を受けて、同年 6 月 24 日、北海道厚生局社会保険審査官に対して、本件処分の取消しをを求める審査請求を申し立てた。しかし、2 ヶ月を経過しても同審査請求に係る決定がされなかった

ため、原告は同年9月8日、本件訴えを提起した⁽⁹⁾。

2. 当事者の主張

(1) 原告の主張

胎児みなし規定にいう「胎児であった子」とは、被保険者等の子であり、かつ、配偶者の子であるもののみを指すと解すべきである。よって、配偶者である原告との親子関係を有さないCには、胎児みなし規定の適用はなく、生計維持要件を満たさないから、遺族基礎年金の受給権がない。胎児みなし規定は、権利能力を持たない胎児が、被保険者等の死亡の当時被保険者によって生計を維持しているということはあり得ないことから、出生していれば、被保険者等によって生計を維持される立場にある胎児について、その権利能力を補う趣旨の規定である。出生した場合に、被保険者によって生計を維持する可能性が乏しい胎児について、その生計維持の可能性を補う趣旨の規定ではない。よって、「胎児であった子」とは、被保険者等の子であり、かつ、配偶者の子であるもののみを指すと解すべきである。このように解さなければ、被保険者等の死亡の当時既に出生している子については、生計維持要件について実質的に審査され、現に被保険者等によって生計を維持しているといえなければ、遺族基礎年金の受給権を有さないのに、被保険者等の死亡の当時胎児であった子については、「胎児であった」というだけで、出生した場合に被保険者等によって生計を維持される現実的な可能性の有無を一切問わずに生計維持要件を満たすものとみなされる。

よって、「胎児であった子」とは被保険者等の子であり、かつ、配偶者の子であるもののみを指すと解すべきである。

(2) 被告の主張

厚年法66条2項に基づき、遺族厚生年金の支給が停止されるのは、国年法の被保険者又は被保険者であったもの（以下、「被保険者等」という。）の死亡について、①配偶者が国年法による遺族基礎年金の受給権を有さず、かつ、②子が当該遺族基礎年金の受給権を有する場合である。また国年法37条の2第

2項は、「被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かって、その子は被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとみなし、配偶者は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。」と定めている（以下、「胎児みなし規定」という）。胎児みなし規定の適用につき、子については被保険者等の子であることのみが要件であるが、配偶者については、配偶者が被保険者等の子と法律上の親子関係を有することが要件であると解すべきである。本件では、C及び原告が遺族基礎年金の受給権を有するか否かについて、Cについては生計維持要件が、原告については生計同一要件が問題となるところ、Cは被保険者である亡Aの子であり、亡Aの死亡の当時胎児であったから、胎児みなし規定の適用により、亡Aにより生計を維持していたものとみなされる。よって、Cは遺族基礎年金の受給権を有する。

原告は、被保険者である亡Aにより生計を維持していた配偶者であるが、亡Aの子であるCと法律上の親子関係を有さず、胎児みなし規定の適用はないから、生計同一要件を満たさず、遺族基礎年金の受給権を有しない。したがって、被保険者の死亡について、配偶者が国年法による遺族基礎年金の受給権を有さず、かつ、子が当該遺族基礎年金の受給権を有する場合に当たり、厚年法66条2項の支給停止要件を満たすから、本件処分は適法である。原告は、胎児みなし規定にいう「胎児であった子」について、配偶者との法律上の親子関係を有する子に限られる旨主張する。しかし、遺族基礎年金や遺族厚生年金は、被保険者等の死亡により生計の途を失う者、すなわち生活保障の必要性がある者に遺族給付を支給する制度である。

胎児みなし規定は、被保険者等の死亡後に出生した胎児であった子については、被保険者等の死亡時点では出生していなかった以上、被保険者等によって生計維持されていたこと自体が想定できないが、胎児であった子についても出生後に被保険者等の扶養を受けて生計を維持され得る地位にあったのであり、その生活保障の必要があることから設けられた規定である。その生活保障の必要性は、胎児であった子が配偶者の子であるか否かによって変わるものではな

く、文言上もそのような区別はされていない。よって、胎児みなし規定の適用に当たっては、被保険者等の子であれば足りると解すべきである。

3. 判旨

厚年法 66 条 2 項が定める配偶者に対する遺族厚生年金の支給停止要件は、「被保険者等の子が遺族基礎年金の受給権を有し、かつ、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有しないこと」である。そこで裁判所は、C が遺族基礎年金の受給権を有し、かつ、原告が遺族基礎年金の受給権を有しないかについて検討した。

① C は遺族基礎年金の受給権を有するか

胎児であった子に対しても、その親である被保険者等は、死亡していなければ、その扶養を行い、生計を維持する義務を負うことになり、このことは、当該子が嫡出子であるか否かを問わない（民法 784 条、877 条 1 項）。つまり胎児であった子は、出生後には被保険者等の扶養を受けて生計を維持され得る地位にあったといえるのであって、被保険者等の死亡と子の出生の前後関係が異なることによって、子の生活保障の必要性に差異はないといってよい。そこで国年法は、胎児みなし規定によって、被保険者等の死亡の当時に胎児であった子がその後に出産した場合であっても、生計維持要件を満たすものとみなすこととしたものと解され、このことは、当該胎児であった子が認知によって被保険者等との親子関係が認められた場合であっても、異なるところはない。

また国年法 37 条の 2 第 2 項は、その文言上、被保険者等の子であること以外に、何らの限定を付していない。よって、胎児みなし規定の適用に当たっては、同項にいう「子」とは、被保険者等の子であることのみで足りると解するのが相当である。「原告は、被保険者等の死亡の当時に既に出産していた子については、生計維持要件の充足を実質的に審査されるのに、胎児であった子については、被保険者等によって生計が維持される現実的な可能性の有無を問わずに、胎児みなし規定によって生計維持要件を充足するとみなされるのは不合理であり、胎児みなし規定の適用を配偶者と親子関係を有する子に限るべきと主張する。しかし、国年法は、被保険者等に 18 歳未満の子がいない場合には

遺族基礎年金を支給せず、18歳未満の子と生計を同じくする配偶者がいる場合、すなわち、配偶者に養育している子がおり、いわゆる母子状態又は父子状態にある場合には当該配偶者に遺族基礎年金を支給し、被保険者等の18歳未満の子が配偶者と生計を同じくしていない場合には、当該子に遺族基礎年金を支給することとしている（国年法37条の2、39条3項5号、40条2項、41条2項）。これは、遺族基礎年金は、18歳未満の子を養育する配偶者に対する生活保障として支給されるが、配偶者と18歳未満の子が生計を同じくしていない場合には、一般的に、配偶者と18歳未満の子の間には生活の困窮度や稼得能力に大きな違いがあり、生活保障を要する必要性が配偶者よりも18歳未満の子の方が高いためと解される。そうであれば、子が被保険者等の子である限りは、配偶者の子であるか否かにかかわらず当てはまる。被保険者等が既に死亡している以上、当該被保険者等によって、認知された子の生計が維持されていたか否かを判断することは困難であることも考慮すれば、配偶者の子ではない被保険者等の認知された子について、被保険者等によって生計を維持していたものとみなし、配偶者に優先して遺族基礎年金を支給するものとするのが不合理とはいえない。Cは、亡Aの死亡の当時は胎児であったが、その後Cを亡Aの子として認知する旨の裁判が確定したことによって、被保険者等の子に該当するため、Cは亡Aによって生計を維持されていたものとみなされる。よって、Cは遺族基礎年金の受給権を有している。

②原告は遺族基礎年金の受給権を有しないか

被告は配偶者については、胎児であった子と法律上の親子関係を有する配偶者のみに胎児みなし規定の適用がある旨主張するのに対し、原告は、国年法37条の2第2項「被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が生まれたときは」の「子」は、被保険者等の子であれば足り、配偶者の子であることを要しないと解釈するのであれば、同項「その子は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していた子」として解釈すべきである。したがって、配偶者と胎児であった子との法律上の親子関係の存否を問わず、胎児みなし規定の適用があり、Cと生計を同じくしてい

たとみなされることから、生計同一要件を満たす旨を主張する。しかし、国年法37条の2第2項は、その文言上、「子」について、被保険者等の子であること以外に何らの限定を付していないことから、同項の「子」とは被保険者の子であれば足りる。

国年法は、「配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は、当該配偶者が18歳未満の子と生計を同じくしなくなったときに消滅する」と規定している（同法40条2項、39条3項5号）、これは遺族基礎年金の配偶者に対する支給は、18歳未満の子を養育する配偶者の生活保障のためにあるとして、配偶者が当該子と生計を同じくしなくなった場合には、生活保障の必要も失われるため、遺族基礎年金の受給権を消滅させることとしたからである。この国年法の趣旨は、被保険者等の死亡の当時に胎児であり、その後に出生した配偶者の子ではない被保険者の子につき、当該子はその出生の時から当該配偶者と生計を同じくしていなかった場合にも当てはまる。これを前提に、同法規定を整合的に解釈すれば、配偶者が被保険者等の子の出生時に、当該子と生計を同じくしていなかった場合には、当該配偶者には、遺族基礎年金の受給権が生じないものと解するのが相当である。

そして「原告は、亡Aの死亡の当時に胎児であったCが出生した時において、Cと生計を同じくしていなかったから、原告には遺族基礎年金の受給権が生じないと解するのが相当である。」とし、原告の請求を棄却した。

IV. 若干の考察

原告が遺族基礎年金の受給権を生じないと解された結論について、解釈論はやむを得ないとしても、原告には酷に思える。なぜならば、Bは亡Aが死亡して4ヶ月半後にCを出産しているが、亡Aにより生計を維持されたことはない。そしてCは出生後、認知の訴えを提起し、Cが2歳7ヶ月（平成30年11月17日）のときに、亡Aの子として認知する裁判が確定している。その2ヶ月後（平成31年1月7日）、Cは厚生労働大臣に遺族厚生年金及び遺族基礎年金の裁定請求をして、厚生労働大臣は、令和元年5月9日、Cにこれらの年

金を支給する旨の裁定を行った（Cは当時3歳1ヶ月）。この裁定により、原告は厚生労働大臣から遺族厚生年金を支給する旨の裁定（平成28年2月4日）を受けていたにも関わらず、Cが認知された平成30年11月17日の属する月の翌月の同年12月分以降の遺族厚生年金の支給が停止されることになったのである。

夫の死亡当時、胎児であった子（非嫡出子）が死後認知により、遺族基礎年金の受給権を得て、その結果、原告は遺族厚生年金の支給が停止になることは、原告にとって予期せぬ一方的な出来事である。遺族基礎年金の支給対象者は、子のある配偶者または子、という制度設計であるため、原告に「子」がいた場合、原告は遺族基礎年金と遺族厚生年金を受給できた。しかし本件に関しては、原告に「子」がいなかったため、原告は、遺族基礎年金だけでなく遺族厚生年金まで不利益を被ったのである。このように、非嫡出子が認知を受けた場合、この「子」は遺族基礎年金を受給できるが、原告には非嫡出子の養育（扶養）責任はない。扶養責任があるのはこの「子」の母親である。よって、判例を通して遺族年金制度自体の問題を提起させたといえよう。

さらに原告の年金受給権の不安定さは、年金への期待権や財産権の利益浸食にも結び付いてしまう可能性がある。非嫡出子（胎児を含む）の死後認知と生計同一要件は、重要な論点のひとつで、この原告のような場合に対する何らかの、立法的な措置があってもよいのではないだろうか⁽¹⁰⁾。

このような注目すべき判例が現れ始めてはいるものの、遺族年金については社会保障審議会年金部会における議論の整理（令和元年12月27日）のなかで、「障害年金・遺族年金についても、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証し、その結果に基づいた対応についての検討を進めていくべきである⁽¹¹⁾。」としか述べられていない。また、社会保障審議会年金部会（2022年10月25日）の「年金制度の意義・役割とこれまでの経緯等について」においても、遺族年金制度の見直しに向けた具体的な内容は見受けられない。今後、様々な観点から遺族年金をめぐる議論が活発化し、受給者の就労・生活実態に関する分析なども踏まえたうえで、社会経済状況の変化に合わせた遺族年金改革が行われることが期待される⁽¹²⁾。

遺族年金と「子」の関係は、配偶者にはない「子」特有の問題がある。例えば、離別によるひとり親世帯の子のケースを考えてみよう。離別した元配偶者が死亡した場合、離別ひとり親世帯の親が遺族年金を受給することはできないが、元配偶者の子でもあるその子の受給権は問題となり得る。元配偶者がその死亡前に、その子に関し養育費を送るなど、生計維持要件等を満たせば、その子に受給権が生ずることがある⁽¹³⁾。

また元配偶者が再婚して子をもうけていた場合、ひとり親世帯の子の年金受給はどうなるのか、という問題もあり得る。そして離別によるひとり親世帯でなく、婚姻外で生まれた子、すなわち本件裁判で顕在化した非嫡出子（死後認知）によって生じる問題（配偶者の遺族厚生年金の支給停止）も現れた。さらに届出上の養子（男女二人）が、実際は事実婚関係だったというケースも生じている（注記(5)で判例紹介）。遺族年金と「子」の課題としては、離婚と生計同一要件の関係や遺族年金の財産（金銭）管理なども考えられる。特に、財産（金銭）管理については、未成年後見制度も考えられるが、正当に機能しているのだろうか。児童養護施設などで暮らしている「子」も含めた、個別・具体的な事例の整理や実態調査を丁寧積み重ねていくことが求められよう。一般論としては、合理的で常識的とみられる年金法の規定も、現実の複雑多様な社会生活に適用する局面になると、かなり問題を含んでいることを否定できないのである⁽¹⁴⁾。

最近の判例にみられる遺族としての「子」をめぐる問題状況の変容は、遺族年金が本当に必要な（必要としている）「子」に支給されているのか、本来の役割を果たすことができているのか等についての議論にも繋がるであろう。社会保障が向き合う家族像、子ども像とともに、遺族年金制度のあり方について真剣に考える時期が来ているのではないだろうか⁽¹⁵⁾。そして老齢年金と障害年金は、拠出して受給要件を満たした者に支給されるが、遺族年金はこれらの年金とは異なる性格を持っている。今後、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要（令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布）による、被用者保険の適用拡大（①短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件の段階的な引き下げ（現行500人超→100

人超→50人超)、②5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業の追加、③厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付の適用)や女性の就業率の向上(出産後の就業継続を含む)により、遺族基礎年金と遺族厚生年金のあり方は、益々問われていくと考える。

-
- (1) 「公的年金受給者に関する分析②－遺族年金の受給状況－」(週刊年金実務第2504号、2022年)6頁。
 - (2) 厚生労働省年金局「年金制度の意義・役割とこれまでの経緯等について(第1回社会保障審議会年金部会[資料2]、2022年10月25日)」<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001004579.pdf>(最終閲覧:2022年11月13日)19頁。
 - (3) 厚生労働省「第27回社会保障審議会年金部会議事録(2014年11月4日)」<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000066292.html>(最終閲覧:2022年11月13日)
 - (4) 百瀬優「遺族年金の性格と現行制度の課題」(年金と経済第41巻第3号[通巻第163号]、2022年)3頁。
 - (5) 養親子間の内縁関係をめぐる裁判例に、遺族厚生年金不支給処分取消請求事件(大阪地方裁判所(平成30(行ウ)128号)令和2年3月5日判決)がある。この裁判については、河谷はるみ「遺族年金における遺族の範囲－養親子間の内縁関係－」(週刊社会保障第76巻3179号、2022年)で判決にやや疑問として、最高裁平成19年判決の枠組みの適用には限界があることをまとめている。また、非嫡出子の死後認知をめぐる裁判例には、本稿第Ⅲ章で取り上げている遺族年金支給停止処分取消請求事件(札幌地方裁判所(令和元年(行ウ)第22号)令和2年12月9日判決)がある。
 - (6) 島村暁代「高齢期の女性の社会保障給付」(社会保障研究Vol.7, No.1[通巻第24号]、2022年)28頁。
 - (7) 堀勝洋『年金保険法〔第5版〕－基本理論と解釈・判例』(法律文化社、2022年)493頁。
 - (8) 本判決は、次の裁判例情報から引用した。https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/281/090281_hanrei.pdf(最終閲覧:2022年8月16日)
 - (9) 北海道厚生局社会保険審査官は、同年10月31日、審査請求を棄却する旨の決定をしている。
 - (10) 河谷はるみ「遺族年金における子ども」(年金と経済第41巻第3号[通巻第163号]、2022年)21頁。
 - (11) 厚生労働省「社会保障審議会年金部会における議論の整理(令和元年12月27日)」<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/000581907.pdf>(最終閲覧:2022年11月

- 14日) 17頁。
- (12) 百瀬、前掲書(4)、8頁。
 - (13) 堀、前掲書(7)、492頁。
 - (14) 荒木誠之『社会保障の法的構造(オンデマンド版)』(有斐閣、2001年) 237頁。
 - (15) 河谷、前掲書(10)、22頁。